

# 動物愛護管理法の概要と取組について

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

# 目次

- 動物の愛護及び管理に関する法律のあゆみ 1
- 動物の愛護及び管理に関する法律の概要 2～3
- 平成24年改正動物愛護管理法の概要について 4
- 動物愛護管理法改正に基づく「基本指針」の改正のポイント 5
- 犬・猫の引取り、返還・譲渡、殺処分 6～9
- 人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトについて 10～12

# 動物の愛護及び管理に関する法律のあゆみ

昭和48年「動物の保護及び管理に関する法律」制定

平成11年「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称変更・大幅改正

- ・動物取扱業の規制(届出制の導入等)
- ・飼い主責任の追加
- ・罰則の強化 など

みだりな殺傷1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を新設  
虐待・遺棄3万円以下の罰金から30万円以下の罰金に強化

平成17年 一部改正

- ・動物取扱業の規制強化(届出制から登録制等)
- ・罰則の強化 など

虐待・遺棄50万円以下の罰金、動物取扱業の無登録営業30万円以下の罰金

平成24年 一部改正

- ・終生飼養の明文化
- ・動物取扱業の規制強化(販売時の対面説明・現物確認の義務化等)
- ・罰則の強化 など

みだりな殺傷2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、虐待・遺棄100万円以下の罰金  
動物取扱業の無登録営業100万円以下の罰金

※制定及び三度の改正については、いずれも議員立法による

# 動物の愛護及び管理に関する法律の概要①

## 目的

【動物の愛護】動物愛護の気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操を涵養

【動物の適正な管理】動物による人の生命、身体及び財産への侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止

## 基本原則

- 「動物は命あるもの」であることを認識し、人間と動物が共に生きていける社会を目指す
- 動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱う
- 取り扱う動物に対する適切な給餌・給水、種類・習性等を考慮した飼養環境を確保する

## 動物の飼い主及び動物販売業者の責任

- 動物の種類や習性等に応じた健康安全の確保、人への危害や迷惑防止等のための適正飼養の責務、みだりな繁殖の防止、感染症の防止、逸走防止措置、動物の終生飼養、動物の所有者の明示、動物販売業者の説明責任等

## 動物の飼養及び保管等に関するガイドライン

- 家庭動物、展示動物、畜産動物、実験動物の飼養保管等基準の策定

## 動物取扱業者<sup>※1</sup>の適正化

- 第一種動物取扱業者の都道府県知事等への登録、遵守すべき基準の制定、動物取扱責任者の選任、改善勧告・命令、登録の拒否・登録の取消しや業務の停止命令、現物確認、対面販売等
- 動物取扱業者のうち、犬猫等販売業者の健康安全計画の策定、獣医師との連携の確保、幼齢の犬猫の販売等の制限等
- 第二種動物取扱業者の都道府県等への届出、遵守すべき基準の制定等

※1 動物取扱業の登録対象：哺乳類・鳥類・爬虫類（畜産農業、試験研究等の用途は除く）の取扱業を営む者 4

# 動物の愛護及び管理に関する法律の概要②

## 周辺生活環境の保全等

- 多数の動物を飼養し、周辺の生活環境を損なっている者及び虐待を受けるおそれのある事態を生じさせている者への改善勧告、命令

## 特定動物（危険な動物）の飼養規制

- 都道府県知事等の許可、マイクロチップ等による個体識別措置

## 犬及び猫の引取り等

- 犬猫の都道府県知事等による引取り、負傷動物等の収容
- 犬猫の引取りを拒否できる事由の明記、引き取った犬猫の返還、譲渡

## 国や地方公共団体の取組

- 学校・地域・家庭等における教育活動や広報活動を通じた普及啓発、動物愛護週間（9月20日～26日）の実施
- 動物愛護管理基本指針（環境大臣）や動物愛護管理推進計画（都道府県知事）の策定
- 動物愛護推進員の委嘱、協議会の組織等

## 罰則

- 愛護動物<sup>※2</sup>のみだりな殺傷：2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
- 愛護動物<sup>※2</sup>の遺棄・虐待：100万円以下の罰金
- 命令違反に対する罰則等

※2 愛護動物：犬・猫・牛等の家畜、占有下にある哺乳類・鳥類・爬虫類

# 平成24年改正動物愛護管理法の概要について

## 1. 目的の改正

目的規定に「人と動物の共生する社会の実現」等を追加

## 2. 所有者等の責務の追加

逸走防止、終生飼養、繁殖制限についての責務を追加

## 3. 動物取扱業の適正化

### (1) 動物取扱業者の規制強化

➢ 現行の「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に変更

1) 犬猫の生後56日以内の販売等の禁止 ※施行後3年間（平成28年8月まで）は45日、その後は別に法律で定める日まで49日

2) 犬猫等健康安全計画の策定と所有状況報告

3) 販売が困難となった犬猫等の終生飼養の確保を義務付け

4) 販売時の現物確認、対面販売の義務化 ※インターネット上だけでの取引は不可（哺乳類、鳥類、爬虫類） 等

### (2) 第二種動物取扱業の創設

➢ 飼養施設を有し、営利性のない動物の取扱いを行う者が対象 ※動物愛護団体の譲渡活動や公園展示などが該当

➢ 動物の種類、数、飼養施設の構造、管理方法等について、都道府県知事等へ届出

## 4. 多頭飼育の適正化

適正でない多頭飼育に起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれのある事態が生じていると認められる場合も、都道府県知事による勧告・命令の対象とする規定を追加

## 5. 犬及び猫の引取り

(1) 都道府県等が、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合に、動物取扱業者から引取りを求められた場合や引取りを繰り返し求められた場合などは、引取りを拒否することができる規定を追加

(2) 引き取った犬又は猫の返還及び譲渡に関する努力義務規定を新設

## 6. 罰則の強化

愛護動物の殺傷罪を1年以下の懲役100万円以下の罰金から2年以下の懲役200万円以下の罰金に変更する等、罰則を強化

## 7. 施行日

平成25年9月1日施行

# 動物愛護管理法改正に基づく「基本指針」の改正のポイント

○動物愛護管理法の改正(平成24年9月5日)をうけて、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針※(基本指針)」を改正したもの。

※基本指針

動物愛護管理法 第5条第1項「環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めなければならない。」

○平成25年8月2日の中央環境審議会動物愛護部会で答申案が審議され、8月30日に公布、9月1日に施行。

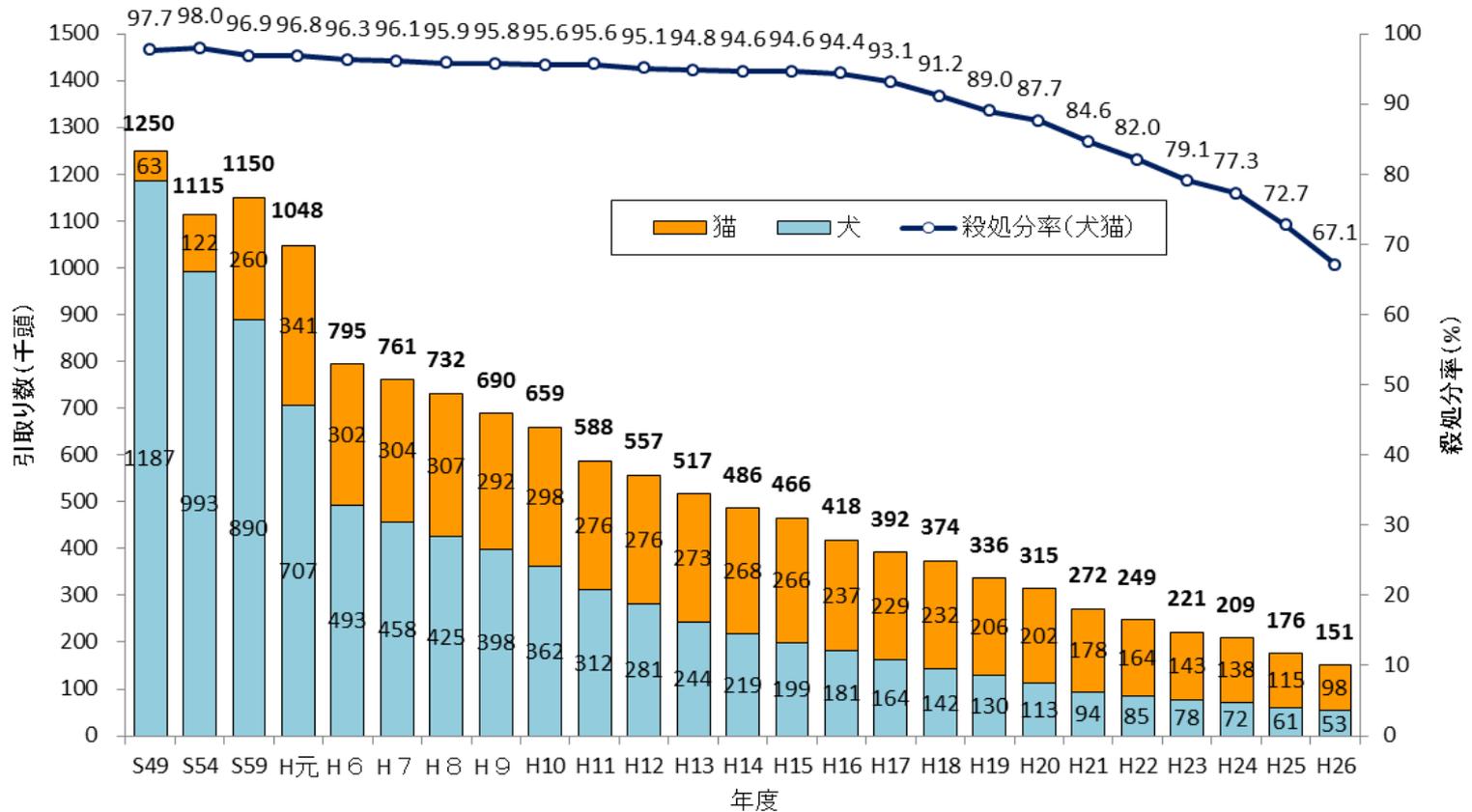
○改正のポイント

- ・取組み期間は平成35年度までの10年間
- ・犬猫の**引取り数**を平成35年度までに、概ね**10万頭**を目指す(平成16年度(42万頭)比75%減)
- ・引き取った犬猫の**返還・譲渡の推進**、**殺処分率の更なる減少**(平成16年度94%→平成23年度79%)
- ・犬猫の**所有明示(個体識別措置)**の実施率を**倍増**(平成22年度犬36%、猫20%→平成35年度犬72%、猫40%)
- ・販売される犬猫への**マイクロチップの装着義務化の検討**
- ・**災害時の体制整備の推進**(所有者(飼い主)責任を基本とした同行避難等の体制整備)
- ・平成30年度を目処に見直し

# 犬・猫の引取り

○犬・猫の引取り数は、減少しており、平成26年度で約15.1万頭（犬5.3万頭、猫9.8万頭）である。

## 全国の犬・猫の引取り数の推移

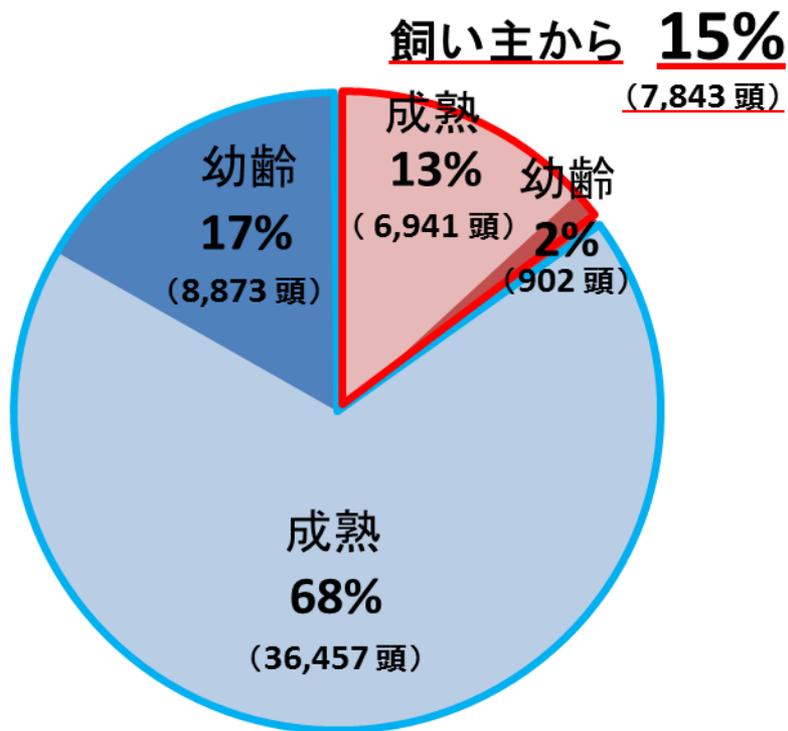


・昭和49年度～平成10年度 総理府調べ、平成11年度～平成26年度 環境省調べ  
 ・平成17年度以前の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値

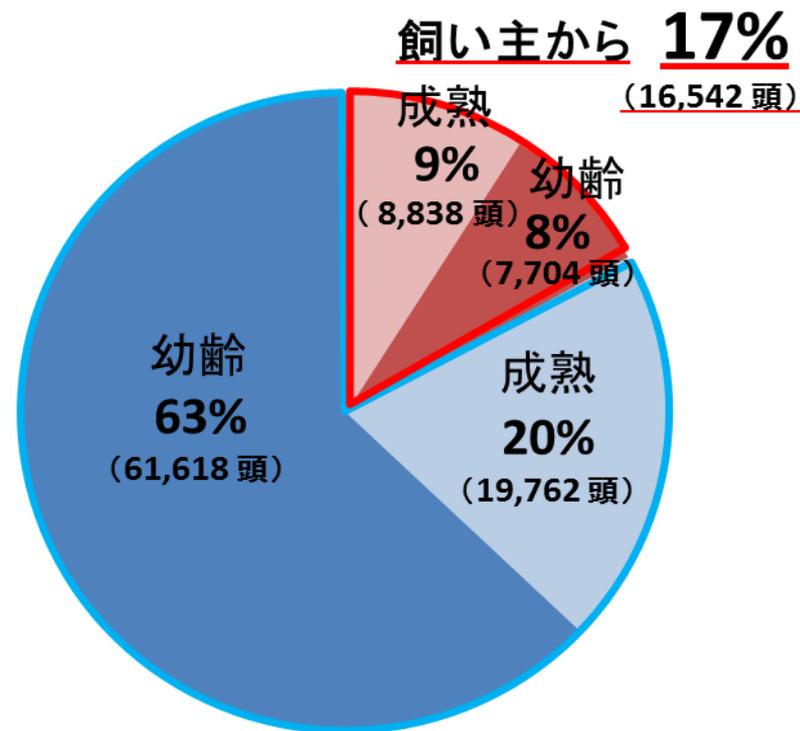
## 犬・猫の引取り

○犬・猫の引取り数は、減少しており、平成26年度で約15.1万頭（犬5.3万頭、猫9.8万頭）である。

### 犬の引取り数内訳



### 猫の引取り数内訳



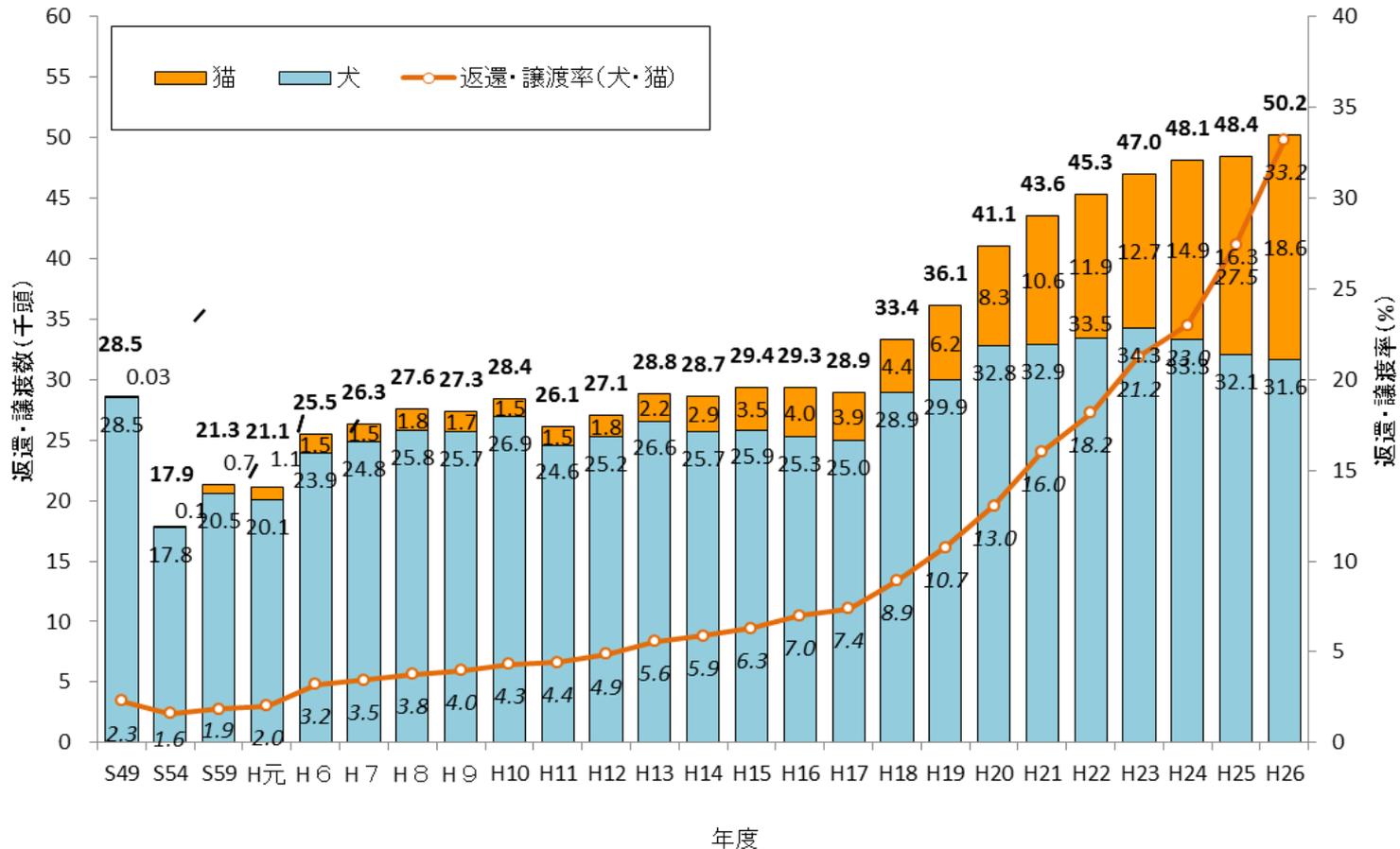
所有者不明 **85%**  
(45,330頭)

所有者不明 **83%**  
(81,380頭)

# 犬・猫の返還・譲渡

- 犬の返還・譲渡数は、H20年度以降は約3.2万頭前後で推移。
- 猫の返還・譲渡数は、年々増加しており、H26年度で約1.9万頭
- 引取り数の減少や返還・譲渡数の増加により返還・譲渡率は増加しており、H26年度で約33.2%である。

全国の犬・猫の返還・譲渡数の推移

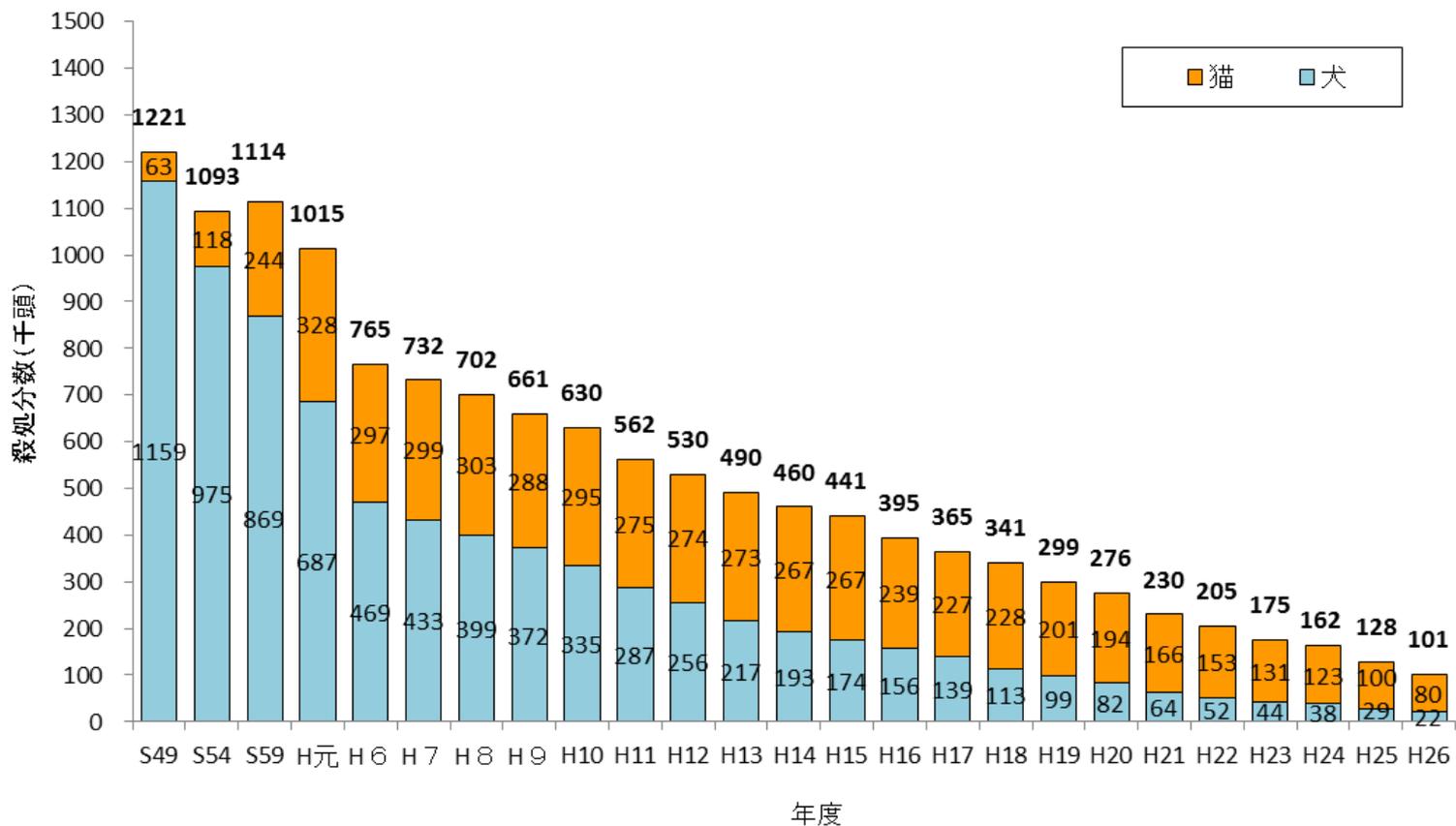


・昭和49年度～平成10年度 総理府調べ、平成11年度～平成26年度 環境省調べ  
 ・平成17年度以前の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値

# 犬・猫の殺処分

○犬・猫の引取り数が減少し返還・譲渡数が増加しているため、殺処分数についても年々減少している。平成26年度で約10.1千頭（犬2.2万頭、猫8.0万頭）である。

全国の犬・猫の殺処分数の推移



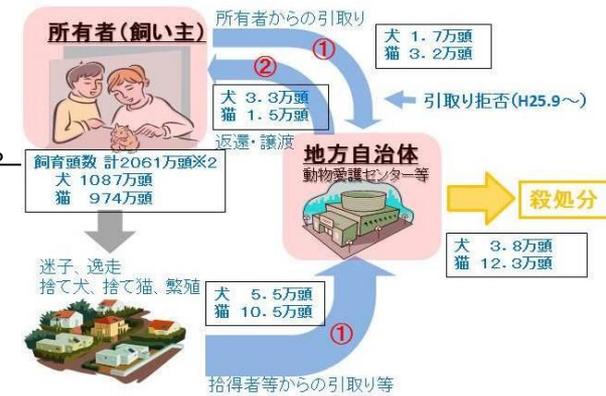
- ・昭和49年度～平成10年度 総理府調べ、平成11年度～平成26年度 環境省調べ
- ・平成17年度以前の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値

## プロジェクトの目的

命を大切に、やさしさあふれる人と動物が共生する社会の実現を目標に、**殺処分をできる限り減らし、最終的にはゼロにすることを旨とする。**

## 現 状

- **年間21万頭の犬と猫が自治体の保健所や動物愛護センターへ引き取られ、その8割（16万頭）近くが殺処分されている(平成24年度)。**
- 引き取られる犬や猫の由来
  - ・ **無責任な飼い主によって飼育放棄された犬猫（飼い主責任の欠如）**
  - ・ **迷子、所有者がいない犬猫（野良犬、野良猫の繁殖等）**

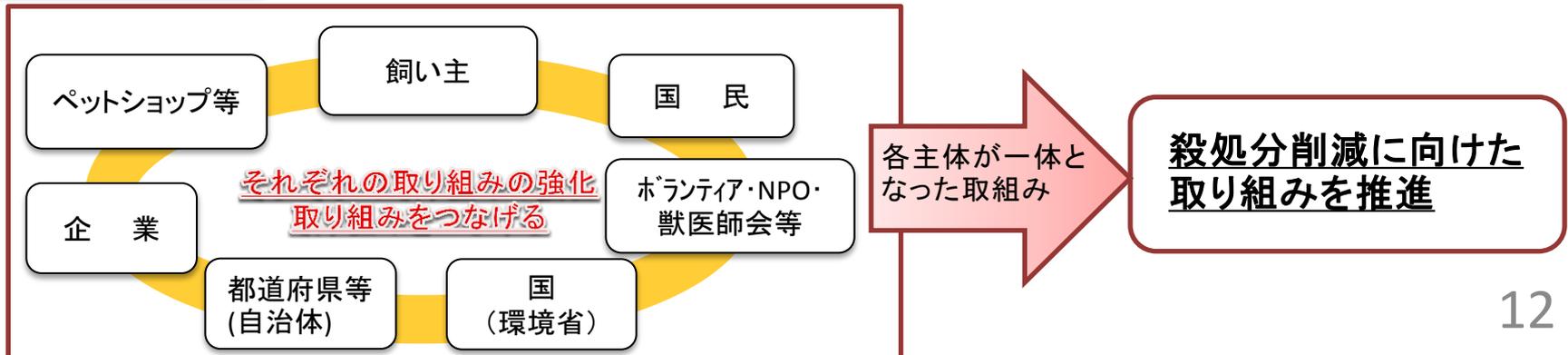


## 殺処分をなくすためのポイント

- ・ **飼い主責任等に関する普及啓発を徹底し、飼い主等の意識向上を図る。**
- ・ **飼い主等からの引取り数を減らす。**
- ・ **引き取った犬猫の飼い主への返還や希望者への譲渡数を増やす。**

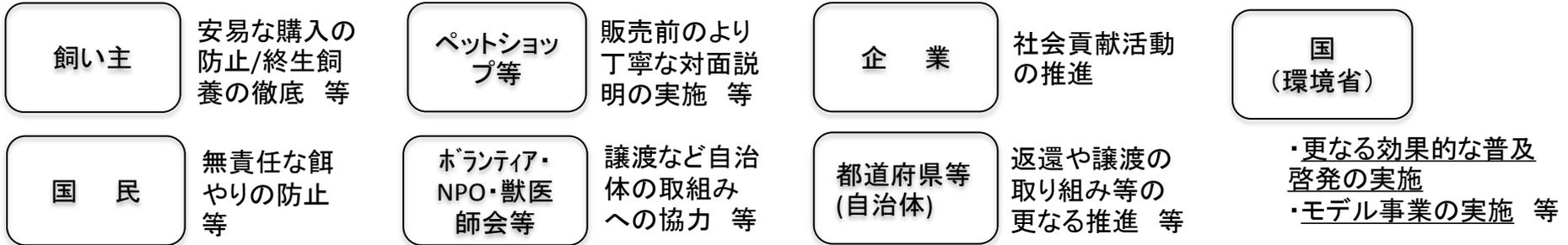
## プロジェクトの役割

各主体毎のアクション（取り組み）の**強化**、各主体のアクション（取り組み）の**連携**



## 殺処分をなくすための各主体のアクション(取り組み)

各主体に求められるアクション(取り組み)



## 国の具体的なアクション(取り組み)

### 人と動物が幸せに暮らす社会の実現モデル都市事業

○地域ごとに各課題を解決するため、自治体を中心となり各主体(関係者)が連携する枠組みをつくる等して、関係者が一体となった取り組みを実施

- ・モデル事業例) 所有者不明の猫対策/所有明示対策/広域譲渡対策/教育活動 等

○事例集やガイドラインの作成

モデル事業等の成果の全国への展開により  
各主体のアクション(取り組み)をつなげる

### 更なる効果的な広報、普及啓発の強化

○映像等の制作、著名人の協力、幅広い関係者との連携等による全国的な広報、普及啓発の展開

飼い主等、各主体の意識の醸成、向上により  
各主体のアクション(取り組み)の強化

## 平成27年度のモデル事業内容

事業テーマ	実施自治体
所有者不明の猫対策	北海道、 <u>岐阜県</u> 、福岡市
広域譲渡	茨城県、静岡県、 <u>徳島県</u>
適正飼養（所有明示対策等）	東京都、神奈川県、香川県、徳島県、岡崎市、 <u>長野市</u>
教育活動	千葉県、 <u>八王子市</u>

(注) 下線は、27年度の新規自治体

## 今後の予定

- **平成27～28年度** **モデル事業を実施**するとともに、**ガイドラインの検討**を行う。  
※平成26年度は、一部を先行して実施
- **平成29年度** モデル事業の成果を踏まえ、**ガイドラインを作成し、全国の自治体に配布**する。

## プロジェクトの普及啓発



ホームページの設置



ポスターの制作・配布



インターネットテレビ（政府広報）